

社会福祉法人相和会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人相和会(以下「法人」という。)の定款第8条、第21条及び社会福祉法人相和会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員(以下、「役員等」という)及び社会福祉法人相和会苦情解決実施要綱に基づく第三者委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 第三者委員とは、社会福祉法人相和会苦情解決実施要綱に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等及び委員に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び委員に対しては、報酬は支給しない。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 法人の役員等及び、委員の報酬は別表に定める。

(費用弁償)

第5条 役員等および委員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、社会福祉法人相和会旅費規程に準じて旅費として支給することができる。

(報酬等の支給)

第6条 役員等及び委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年6月14日一部改正

(支給に関する経過措置)

2 この規程の施行日にかかわらず別表に定める報酬の支給は、平成29年3月16日から支給することができるものとする。

別表

区分	報酬（1人につき）
理事	・ 理事会、評議員会及び各委員会に出席の都度 7,000 円
監事	・ 理事会、評議員会及び各委員会に出席の都度 7,000 円 ・ 監事による監査1回につき 20,000 円
評議員	・ 評議員会、理事会及び各委員会に出席の都度 7,000 円
評議員選任・解任委員	・ 当該委員会及び理事会、評議員会に出席の都度 7,000 円
第三者委員	・ 理事会、評議員会及び各委員会に出席の都度 7,000 円

(※ 各委員会とは、理事長が必要と認めて出席を要請した会議等)